

平成29年度

外来人間ドック助成事業

田布施町国民健康保険では、被保険者を対象に『人間ドック等の利用料金の助成』を行います。

人間ドックは、生活習慣病の早期発見ばかりでなく、検査結果に応じて生活習慣を見直す機会になります。ぜひ、年に一度は人間ドックで健康チェックをしましょう。

○対象者 田布施町国民健康保険の被保険者

○受診限度 1人あたり1年度に1回

○申込方法 4月1日以降に保険証と印鑑を持参の上、健康保険課（⑥窓口）で申し込む

※6月1日以降に申し込む場合は、5月下旬に送付する特定健康診査の受診券を持参してください。人間ドックを利用する場合、特定健康診査を受診することはできません。

検査項目	実施医療機関	自己負担額（実費用の3割）	
		基本検査	追加検査
基本検査（視力・聴力検査、血液検査、心電図、胸部・胃部X線撮影など） ※希望者は、追加で子宮がん検査、乳がん検査、脳検査を実施することができます。	周東総合病院 ※70歳以上の脳検査は実施しません。 ※乳がんは、マンモグラフィのみです。	11,960円	子宮がん：650円 乳がん：1,430円 脳：6,870円
	光市立大和総合病院 ※脳検査は実施しません。 ※乳がんは、マンモグラフィ・視触診。	11,990円	子宮がん：990円 乳がん：1,380円
	平生クリニック センター ※脳検査のみの受診もできます。 ※乳がんは、マンモグラフィ・視触診。	11,990円	子宮がん：無料 乳がん：1,080円 脳：6,480円



国民健康保険の

『修学中の特例制度』について

現在、田布施町の国民健康保険（国保）に加入されている人が、修学のために町外へ転出した後も親元から生活費などの支援を受ける場合は、引き続き田布施町国保の加入者として『修学中の被保険者の特例』による保険証（マル学保険証）を交付します。

特例制度の対象となる時、また、卒業などにより特例制度の対象でなくなるときは届出が必要となりますので、健康保険課⑥窓口までお越しください。

■現在「マル学保険証」の交付を受けている人へ

①4月以降も継続して修学する場合

・現在お持ちのマル学保険証の有効期限は3月31日までとなっています。

・有効期限を延長するためには、4月以降に届出が必要です。

※3月中に届出をすることはできません。

・3月下旬ごろに通知をお送りします。詳細はそちらをご覧ください。

②学校を卒業（退学）し、その後の住所が田布施町でない場合
・特例制度は適用されなくなるため、届出が必要です。

【必要なもの】

国保のマル学保険証、個人番号（通知）カード、卒業（退学）年月日の分かる書類（卒業証書や卒業（退学）証明書など）、印鑑

■新規に「マル学保険証」の対象となる人へ

転出の手続きをされた後に、特例制度の届出が必要です。

【必要なもの】

国保の保険証、個人番号（通知）カード、学生証（写し可）または在学証明書（写し不可）、印鑑

